

電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続への協力について

2023 年 12 月 4 日
電気事業連合会

政府は昨年 10 月 28 日にとりまとめた「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、エネルギー価格高騰への対処として、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する措置（電気・ガス価格激変緩和対策事業）を実施しています。

具体的には、国からの補助金を原資として、2023 年 1 月～12 月ご使用分（2023 年 2 月～2024 年 1 月分料金）が、使用量に応じた値引きとなります。（9 月 12 日お知らせ済み）

先日、政府が 11 月 2 日にとりまとめた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続を決定したことを踏まえて、このたび、使用量に応じた値引きが継続となります。

具体的には、これまでと同様、国からの補助金を原資として、2024 年 1 月～5 月ご使用分（2024 年 2 月～6 月分料金）に対し、使用量に応じた値引きとなります。値引きの内容等は、各事業者のホームページや毎月の検針票等で確認することができます。

電気事業連合会加盟各社は、引き続き電気・ガス価格激変緩和対策事業が円滑に進められるよう本事業に協力してまいります。

<電気・ガス価格激変緩和対策事業継続の概要>

- ・期間： 2024 年 1 月～5 月ご使用分（2024 年 2 月～6 月分料金）
- ・値引き単価：

	低圧 (一般家庭等)	高圧 (企業等)
国による値引き単価	3.5 円/kWh	1.8 円/kWh

※2024 年 5 月ご使用分（2024 年 6 月分料金）の電気料金への負担軽減は縮小（半減）されます。具体的には、低圧 1.8 円/kWh、高圧 0.9 円/kWh となります。

※国におけるモデルケース（使用電力量 400kWh/月）においては、電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続により、2024 年 1 月～4 月ご使用分（2024 年 2 月～5 月分電気料金）については月 1,400 円の値引き、5 月ご使用分（6 月分電気料金）については月 720 円の値引きとなります。

※本事業の継続にあたり、お客さまの手続きは不要です。

<参考> 電気・ガス価格激変緩和対策事業 HP（資源エネルギー庁）

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

以上